

	<p>昭和61年度</p> <p>(2)改正内容 指定試験機関制度の導入</p> <p>(3)背景事情 臨時行政調査会最終答申(昭和58年3月)における、試験事務の民間団体への移譲の促進を受けた措置</p>
<p>5 見直しの基準・視点に基づく見直しの状況</p> <p>(1)基準・視点 【廃止を含め在り方検討】</p>	<p>・該当なし</p> <p>(理由)いまだ産業からの公害が発生し続け、新たな有害物質の規制が強化される状況において、国民の健康の保護と生活環境の保全の観点から、産業界に対し、公害防止に必要な専門知識・技術を有する者の必置を義務づけることは、産業公害の防止に万全を期すための公害規制法令の担保措置として、合理的であると考えられるため、当制度を廃止する方向で検討を行うことは考えられない。</p>
<p>(2)基準・視点 【代替手法の導入】</p>	<p>・「環境・公害問題の状況や各企業の公害防止体制の実態など、環境・公害問題をめぐる諸情勢を踏まえて、公害防止対策のためにどのような制度が最も適切であるのかを検討し、当該検討の中で、公害防止管理者、公害防止主任管理者の必置規制の在り方についても再検討すべき」との規制改革委員会の指摘を踏まえ、現行制度と同等又はそれ以上の効果を有する新たな組織の仕組みについて慎重に検討することとする。</p>
<p>(3)基準・視点 【必置単位、必要人数、資格者の業務範囲の見直し】</p>	<p>・該当なし</p> <p>(理由)1工場で選任に必要な者は1名である。従って必置単位や人数等は最小限である。</p>
<p>(4)基準・視点 【余りにも細分化された資格の統合・拡大】</p>	<p>・該当なし</p> <p>(理由)資格区分は、公害発生施設毎の設定であり、施設毎に必要な公害防止技術があるため、統合・拡大の措置は制度の目的に合致しない。</p>
<p>(5)基準・視点 【兼務・統括の許容】</p>	<p>・該当なし</p> <p>(理由)職務が誠実に行える範囲で、兼務等は可能である。</p>
<p>(6)基準・視点 【外部委託の許容】</p>	<p>・該当なし</p> <p>(理由)外部委託を禁じる規定はない。</p>
<p>(7)基準・視点</p>	<p>・該当なし</p>

<p>【必置資格等の性格や位置付けの明確化】</p>	<p>(理由) 公害防止管理者制度は、公害の発生源となる工場内に公害防止組織を整備することにより、産業公害を未然に防止する目的があり、各種公害規制法をバックアップする措置として明確な位置づけがある。</p>
<p>(8) 基準・視点 【実務経験要件の見直し】</p>	<p>・該当なし (理由) 資格取得には、国家試験に合格することが原則的一般的であるが、この国家試験に受験資格は一切なく誰でも受験できるものである。他方、国家試験と同等の資格を取得できる資格認定講習は、国家試験の補完措置として、企業において公害防止管理者として直ちに選任され、職務を果たす立場になる有資格者を養成するために実施する制度である。従って受講要件としてある一定の実務経験年数を求めているところであり、それに満たない者は国家試験により資格を取得することが可能である。従って、実務経験要件は合理的な措置と考えている。</p>
<p>(9) 基準・視点 【学歴要件の見直し】</p>	<p>・該当なし (理由) 資格認定講習において、学歴により実務経験の年数を定めているところだが、この措置は、大学等で、薬学、工学及び化学といった公害防止の業務に関係する学問を修業した者に、その修業年数を実務経験年数に相当するものとして、実務経験年数を短縮する措置であるため、合理的な措置と考えている。</p>
<p>(10) 基準・視点 【試験・講習の実施】</p>	<p>・該当なし (理由) 国家試験は年1回以上実施することとされており、毎年度、全ての資格区分について実施している。</p>
<p>(11) 基準・視点 【試験・講習の改善等、資格取得要件の改善】</p>	<p>・合否の基準は指定試験機関の試験員が毎年判定しているところであるが、平成13年度中に公表の可否について検討を行う。</p>
<p>(12) 基準・視点 【関連・類似資格の統合、乗り入れ】</p>	<p>・今後開催される国家試験において、受験者の資格取得にかかる動向や科目別の得点状況等を調査・分析し、基準・視点における代替手法の導入に関する見直しに併せて、今までの国家試験のレベルを維持しつつ、受験者にとって負担が軽減される方向で、最適な試験科目の共通化や免除のパターンについて検討を行い、平成15年度中に結論を得る予定。</p>

<p>(13) 基準・視点 【受験資格及び資格取得に係る特例認定基準の明文化・公表】</p>	<p>・該当なし (理由) 特例措置はない。</p>
<p>(14) 基準・視点 【障害を理由とする欠格事由の見直し】</p>	<p>・該当なし (理由) 欠格事由はない。</p>
<p>(15) 基準・視点 【資格の有効期間又は定期講習の義務付けの見直し】</p>	<p>・該当なし (理由) 資格の有効期間及び定期的な講習の義務付けはない。</p>
<p>(16) 基準・視点 【委託先民間団体の多様化】</p>	<p>・該当なし (理由) 資格認定講習の実施団体に公益法人要件はなく、又、指定された講習を行う団体が1団体に限られることもない。</p>
<p>(17) 基準・視点 【規制の国際的整合化の視点】</p>	<p>・該当なし (理由) 我が国の優れた公害防止技術を海外に技術移転する国際協力事業の中で、類似の制度について調査をしている。</p>
<p>(18) 基準・視点 【専任規定の見直し】</p>	<p>・該当なし (理由) 専任規定はない。</p>